2026年11月4日

ACELINK NX-Pro® Ver.2.14.0000

更新プログラム提供のご案内

お客様　各位

ACELINK NX-Proにつきまして、以下の内容に対応しました更新プログラムを提供いたします。
お客様におかれましては、本書の記載にしたがって、アップデートを行ってくださいますようお願いいたします。

＜主な対応内容＞

・令和8年分 給与計算・年末調整の「年末調整対応」（改正2次対応）
・各システムの機能改良および不具合対応

1．システムの対応内容について

対応内容は以下のとおりです。

【ACELINK NX-Pro　給与計算・年末調整（オフライン含む）】

・基礎控除・給与所得控除等の変更および生命保険料控除の引き上げ等の改正に対応しました。
・各種申告書、所得税納付書、源泉徴収票、源泉徴収簿の改訂に対応しました。
・令和9年1月1日からの令和9年分源泉徴収税額表に対応しました。
※今回のご提供分では、データのバージョンアップが行われます。顧問先とデータのやり取りをしている場合は、顧問先のプログラム更新も必要となります。
※改正・改良等の詳細については、「令和8年分 給与計算・年末調整システム「年末調整対応」（改正2次対応）について」を参照してください。

【各システムの機能改良および不具合対応について】

機能改良および不具合対応については、「ACELINK NX-Pro システム対応一覧」を参照してください。

【顧問先システムの機能改良および不具合対応について】

＜ACELINK NX-CE（Ver.2.14）＞

機能改良および不具合対応については、「ACELINK NX-CE システム対応一覧」を参照してください。

＜iCompassNX（Ver.2.11）＞

機能改良および不具合対応については、「iCompassNX システム対応一覧」を参照してください。

2．オンラインアップデートについて

(1) オンラインアップデートでは更新プログラムが自動でダウンロードされますが、バージョンアップは自動では実行されません。ダウンロード後に必ずバージョンアップを実行してください。
ただし、自動インストール設定を行っている場合は、自動でバージョンアップが実行されます。

(2) オンラインアップデートでは電話番号辞書は更新されません。
最新の電話番号辞書はTVSサイトの［更新プログラムダウンロード］に掲載しております。

3．バージョンアップについて

(1) バージョンアップ方法については、オンラインアップデートのマニュアルを参照してください。
(2) バージョンアップ時間は環境によって異なりますが、20分～40分を目安とお考えください。
(3) バージョンアップ前に、必ずバックアップを行ってください。
・ [ユーティリティ]－[データ関係処理]－[バックアップ]
(4) クライアント・サーバー型の環境で本プログラムを適用した場合には、クライアント側でクライアントセットアップが必要となります。
(5) プログラムのバージョンアップと共にデータのバージョンも更新されます。以前のバージョンの環境では使用できなくなりますのでご注意ください。

【オフラインをご利用のお客様】
●バージョンアップ前にオフライン側のすべての顧問先データを本体側にアップロードしてください。
●データセンターを採用してオフラインを使用している場合には、本体側・オフライン側双方でバージョンアップ後にデータセンターへ移送を行ってから、オフラインのダウンロードを行ってください。
・[ユーティリティ]－[データ関係処理]－[データセンター]－[データセンター移送]－[処理区分：会計事務所からデータセンターへ移送]

【過年度プログラムについて】
●法人税申告書
本バージョンには、法人税申告書の平成28年4月1日以後終了事業年度用のプログラムを収容しています。
更正・決定期限を経過しているため、平成27年4月1日以後終了事業年度用以前の過年度プログラムはインストールされません。
● 相続税申告書／財産評価明細書
本バージョンには、平成30年分申告用・評価用以降のプログラムを収容しています。
更正・決定期限を経過しているため、平成29年分申告用・評価用以前の過年度分はインストールされません。
●贈与税申告書／所得税確定申告書
本バージョンには、平成29年分申告用・評価用以降のプログラムを収容しています。
更正・決定期限を経過しているため、平成28年分申告用・評価用以前の過年度分はインストールされません。
● 個人決算書（参照用）
個人決算書（参照用）の販売終了に伴い、個人決算書（参照用）のプログラムは収容していません。

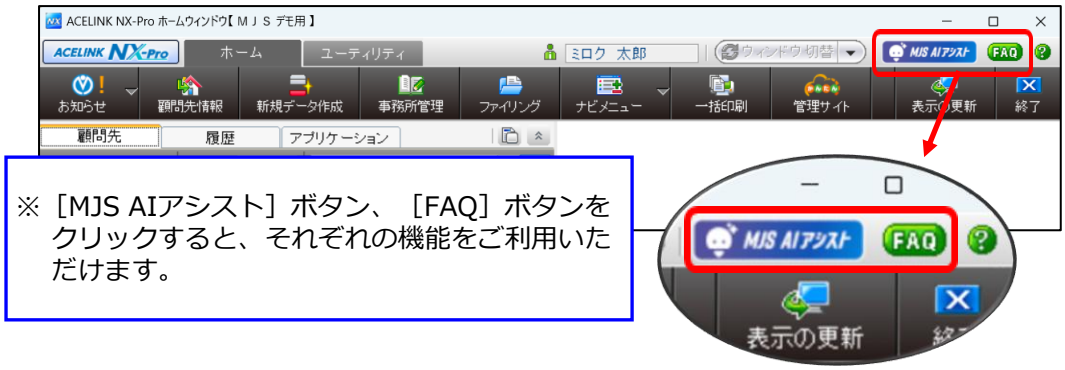
（注）すでに過年度分プログラムがインストールされているお客様の環境につきましては、当面は確認等で使用を継続できる見込みですが、今後はバージョンアップを行わないため、ＯＳ等の改良・バージョンアップがあった場合は使用できなくなる可能性があります。
今後も更正・決定期間経過後のデータを参照する必要がある場合は、お手数ですが印刷又は電子ファイル化して保存するなどの運用をお願いいたします。

4．システムに関するお問い合わせについて

システムに関するお問い合わせは、TVSサイト「よくあるお問い合わせ」をご利用いただけます。
また、生成AIを活用した「MJS AIアシスト」にチャット形式で質問することもできます。

【TVSサイト「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」のお知らせ】
TVSサイトの「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」ページは以下の方法でご利用いただけますので、ご活用ください。

▼［ACELINK NX-Proホームウィンドウ］



5．顧問先様のプログラムメンテナンスについて

顧問先様のマシンでオンラインアップデートを実行していただき、アップデートを行ってください。
「会計事務所様」と「顧問先様」でデータの送受信を行っている場合は、下表の適応バージョンをご確認のうえご利用ください。記載が無いバージョンでは送受信を行うことはできません。

▼ 顧問先（ACELINK NX-CE）の適応バージョン 一覧表

○：送受信可能、×：不適応

会計事務所用 / 顧問先用 ACELINK NX-CE	会計事務所用DVD-ROM ACELINK NX-Pro Ver.2.14		
	会計	給与	電子申告
Ver.2.14	○	○	○
Ver.2.00 ～ Ver.2.13	○	×	×

▼ 顧問先（iCompassNX）の適応バージョン 一覧表

○：送受信可能、×：不適応

会計事務所用 / 顧問先用 iCompassNX	会計事務所用DVD-ROM ACELINK NX-Pro Ver.2.14	
	会計	給与
Ver.2.11	○	○
Ver.2.00 ～ Ver.2.10	○	×

6．申告書類を提出する際の注意事項

(1) システムで作成された申告書類等は、必ず内容をご確認ください。
電子申告を行う場合は、帳票確認や送信票の「申告・申請・届出」タブで、送信される申告書類等を必ずご確認の上、送信してください。

(2) 当初申告要件がある明細書等に関しては、当初申告時は要件に該当しないが修正申告時等で必要になると想定されるものは、必要に応じて当初申告時に申告書に添付して提出するようにしてください。

(3) 税務署への提出においてOCR用紙での提出が必要な申告書類等がありますのでご注意ください。

(4) 税務署配布用の申告用紙以外での提出は、税務行政上のトラブルを最小限にするために、必ず税務署から配布又は送付されたプレプリントの申告用紙を添付することと、その番号等を照合の上、提出をお願いいたします。

(5) 白紙印刷での申告書類等の提出は、予め提出先（税務署等）にご確認の上でお願いいたします。

(6) 国税局毎に様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。

(7) 納付書について、各税金系アプリケーションの「国税納付書」、納付書作成システム、申請・届出書作成システム等で印刷して提出される場合は、受領可能か税務署および金融機関に必ずご確認の上ご利用ください。

(8) プログラムをアップデート後は、改正対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

7．その他のご注意

(1) システム全般（アップデート等）のお問い合わせは、「会計事務所トータル・バリューサービス（TVS）」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。

(2) 専用用紙へ印刷する場合の設定については、印刷ガイドをご確認ください。
（「ACELINK NX-Proのセットアップメニュー」から「インストールガイド／印刷ガイド」を選択すると資料が収容されているフォルダが開きます。その中の「印刷ガイド」フォルダにプリンターの機種ごとに資料が収容されております。）

(3) データをコンバートしてご利用の場合は、システムの仕組みの違いからコンバートされない項目や計算項目・連動項目に変更となっているものがありますので、コンバート後に内容を十分ご確認ください。

(4) 2027年3月31日をもちまして、「Cloud Service Hub for MJS」の提供を終了いたします。
これに伴い、2027年3月中旬に予定しておりますバージョンアッププログラムのリリースにあわせて、「MJS-Connect連携」機能の連携先から「Cloud Service Hub for MJS」を削除いたします。

以上